

山門重興の扁額銘

上田忠男

国東町横手泉福寺の仏殿・山門の上棟札については本誌第一号に報告済みであるが、山門重興の扁額銘にあつてもその全文はまだ公表されていないのでここに御報告する。

扁額の形状等について言うと、縁飾り無し一枚板で、縦四五センチ、横二七・五センチ、厚さ三センチ、裏面には大三本、小四本の防反材が縦に等間隔に嵌入されている。文字は墨書きの楷書で、向って右から左に一行一八字詰め全五行の縦書き、文字総数九八三字、文字の墨色はすべて消滅しているが、板面に筆痕の盛りあがりを見せており、一応片読に支障はない。

原文の旧漢字・俗字等の一部を常用漢字に改め、読点で句切り訓点を施したこと、末尾の補注とは筆者の責であり、存分の御批正を賜わりたい。

山門重興の扁額銘

(行次)

- 1 豊之国東、妙徳山泉福禪寺、三門、同郡実際
- 2 寺、達玄和尚重興、属レ貞為ニ之記、貞也不レ文
- 3 4 記、惟以ニノ其実、曰、ノ寺、避ニ錦水ニ而隣ニ娥眉山ニ
- 5 、谷幽闕城都隔絶、而融ノ祖指地田氏挿草
- 6 、已還ニ四百年、于レ今室内、一盞ノ統緒不断、
- 7 称ニ海西法窟ト亦肅乎古道場也、然而ノ興廢
- 8 之与レ時相仍、殿堂門廡何必尽存、古焉、ノ原夫旧
- 9 三門者、不レ詳ニ其朔、係ニ于何年何人ニ也、盖
- 10 時ノ渡頭為ニ風波ニ見厄、而不レ畢レ功矣、故其貞

11 固者、徒／＼柱石也、己樓之不架、見三反宇、
 業々一也、瞻者憫／＼焉、元祿中、護幻堂和尚
 住レ山、衰否之余起廢為／＼任滯住五年、興月
 潭和尚從ニ事於斯一矣、猶不レ作ニ其業一也、執ニ勤
 勞於庫院ニ又六年、或脩レ之、或新レ之、諸堂之
 廢於是乎興、而於三門、不レ卒レ業何也、／＼其
 有レ待ニ於是者、爾、潭師置ニ若干銀一兩、以充ニ其
 基／本一矣、享保乙酉之冬、雲円説和尚謂ニ達
 玄和尚ニ曰、本寺三門欲焉、況乎久故勢不
 レ可レ保也、師其／＼興ニ復之乎、苟縁十方喜捨分
 衛、是勛庶ニ乎見レ功／＼矣、吾老矣、不レ能レ之、
 願ニ寄ニ以ニ衣資之剩一、銀百一、切勉／＼再建一、師謂、
 脩造自有其人一、吾友何屑々也、雖レ然、此老
 心不レ可レ卷也、曰、吾有二宿志焉、乃許諾、徑發ニ
 本寺ニ、謀諸五院、五院報諸門葉諸老一、俱
 以ニ此舉ニ、易々乎哉、三年未レ決矣、師謂、
 夫古仏祖道德光／＼明、風雲際会、転ジ問ニ、幻
 出隆堂傑閣、所謂向ニ一毫端、現宝王利一、予
 雖三人微道貧一、乃祖一道光明、無レ有今古一

28 魔一、焉、知ニ功不レ成也、奮然自起、衆舉／＼可レ之
 、遂報諸有司、有司不レ拒、越明年壬子春
 29 振／錫持鉢而發、邦君采邑之内、于門于戸
 30 無レ所不レ／＼敲矣、本寺法沢之流、于院于人無
 31 所不レ乞矣、夏／五月、肥筑之間乃祖法系、所
 32 在、滴而募レ之、日々／淫雨、処々洪水、行
 33 程二百里、艱難備嘗、是歲也、／＼西国蝗虫群
 34 起、野無ニ生稼一、当リ此時、緇白只恐ニ其／＼遂生
 35 矣、爰違、謂レ佗師亦大息已矣、日喜天冥循
 36 助化源／＼二行者、当卅勦力、及以五院闔山庶續
 37 一郷心競／＼悅來ニ於是乎、首工於同年冬十月一
 38 、告ニ峻於明年／＼秋十月一、実享保甲寅、歲也、
 39 又托ニ京師、巧匠、彫造／十六羅漢地蔵尊像一、
 40 以安ニ閣上、此亦近里善者、／＼讚ニ盛華ニ而満レ功
 41 焉、因衆人稱頌、推レ師、師曰、不レ然、如レ予
 42 發願、僅々在ニ支レ廢已矣、今夫崢嶸締構、高ニ
 43 聳珠林、外ニ、晃耀影響、忍ニ現彩雲、上ニ也、誠出ニ
 44 乎望／＼外、則可レ謂ニ是生乎、大家矣、而大家

44 罔^シ籍^レ予^ニ勸^テ發^ス、^ノ如^キレ予^ニ動^テ發^ス抑^テ円師^ノ心[、]円師^モ

45 亦^ニ不^レ敢^テ必^ス也、^ノ歸^ス之^ヲ幻潭^ニ師[、]遂^ニ歸^シ之^ヲ乃祖^ニ

46 乃祖^ニ、無^レ所^レ歸^レ之^ヲ、^ノ以^テ歸^シ之^ヲ如^キ大円覺^ニ、^ノ吁

47 其^レ大円覺^乎、何^レ翅^ニ一祖^ニ三師^ヲ及^テ大家^ニ、^ノ是

48 心^ニ是物^ノ唯一^ニ如^キ無^ニ一^ノ如^キ、^ノ而^{シテ}其^レ主縁^ノ功^ノ勞^ノ豈^ニ能^ク掩^テ

49 雖^モ逢^テ玄和^尚不^レ自^レ勉^ス、^ノ而^{シテ}其^レ主縁^ノ功^ノ勞^ノ豈^ニ能^ク掩^テ

50 焉^ヲ哉、^ノ然^リ此^レ其^レ所以^ノ記^ス稱^ス載^ス、^ノ時^ノ之^レ緒^ノ余^也己^若

51 師^曰、^ノ用^フ光^中、^ノ転^ニ於^テ法輪[、]無^レ私^行持[、]伽藍[、]

52 兜^率宮^ニ、^ノ裏^人知^レ之^ヲ而已^矣、^ノ恐^ク容^ラン

53 維^時、^ノ享^保二^十年^{乙卯}冬^十月^吉日^{杵築}城

54 北[、]宗^玄寺^{住持}、^ノ比^古、^ノ徳^貞和^尚

補注

行次

1三

門

山門に同じ。空門、無相門、無作門。空門||空理

の門、智度論一八「空門者生空法空」。空||因縁

所生の方法は実体なく自性なきことをいう。自

性||諸法不変不改の法。諸法||方法ともいう。色

(物)心等は一切万有、即ちあらゆるものをい

う。無相||一切の執着を離れること。実相||あり

のままのすがた、宇宙の万象の生滅無常の相を離

れた真実の体相、真如、法性、真諦、実性、実

諦。無作||自然にして作為なきこと。

實際寺

安岐町の海印山實際寺、天正八年(一五八〇)大

友の兵火で焼失

2重

興

ジュウコウ、中興、再中興と共に新規の造営であ

っても儀礼としてまま使われるが、ここは文字通

りの意味。

属

シヨクス、托す、たのむ、まかす。

カザレ、支(ホク)の略字の女とは同形異字で文

の俗字。論語憲問「文之以三礼案」

4錦

水

華やかな川筋くらの意。

安政三竜舎丙辰九月交日、實際禪寺

、実山叟ノ改焉本書、和尚下有二拜手

、敬書、四字今脱レ之

娥眉山 娥眉山文殊仙寺

5 幽 関 ユウゲキ、奥深くしずかなこと。

融 祖 祖師無着妙融禪師

指 地 寺の建立場所を指摘したこと。

田 氏 田原下野守平正晴こと田原氏能の母無伝尼公。氏

能をも含めて指すのではあるまい。文安三年僧妙

海撰の妙徳山法王林泉福禪寺草創記には「……頃

国東有一善女人無伝乃城主田原石金吾氏能母也永

和初年創大禪苑於横手村此地乎哉……郡主田原氏

即寄附若干食邑永充供具……」の文字も見える。

挿 草 創草、艸創、創始、みな同じ。

還 メグラス、又はムカフ。

6 焔 カン燄（ホノホ）と同じに用いたものと思う。

法 窟 修法の道場。元亨釈書普草伝「東方叢社指為法

窟」

7 寢 之 シンシ、浮沈というに近い、寢は沈むこと之は出

ること。

8 原 タズヌルニ、その源をおしたずねること。

荆 ハジメ、荆シヤウ（漢）ソウ（呉）で創に通ずる

9 自 従 ヨリ、自は出ずるところ従は經由するところ。

大用寺 土佐国幡多郡中村。曹洞宗寺院本末牒に延享頃に

は見えるが現存しない。寺跡は中村市に現存す

る。因みに別の額にも「○○土佐国幡多郡本郷敷

○村千光於寺彫刻焉、光拙持来、大永二丙戌…掛

之」等の記載があり、この千光寺も現在は寺跡だ

けになっている。

栄 構 エイコウ、いとなみかまえること、家屋などを建

てること。

10 徒 タダ、タダニ、空也但也何もなしにの意。

反 字 ハンウ、そり屋根の意か。

11 棲 重ね屋

業 ヲギヨウギョウ、盛んなさま。書経「四牡業々」、

おうぎようだの意で元禄頃その用例が有る。

12 幻堂和尚 泉福寺住第二八一世無依知幻堂和尚、元禄二年秋

より同七年秋まで再住したと考えられる。或文書

には元禄二年より同六年まで住したとの記録も存

する。

13 月潭和尚 宝永四年（一七〇七）泉福寺住第二九五世

従 事 住職となった。次行に「又六年」とあるが、この

人の住職としての在住は一年間だけであった様で

ある。

オコス、興起する、おこす。

14 勤 勞 キンロウ、寺務につとめること。

庫 院 クイン、寺院内の僧房及び厨房をいう、庫裡。正

法眼蔵看經「この経さきより庫院にととのへ、安

排しまうけて、ときいたりて供達するなり」、正

法眼蔵示庫院「庫院、香積これを行すべし」香積

(コウシヤク)は寺院の厨房、転じて寺務を行な

うところで庫院ともいう。

15 脩 修に書くべきところを文字の混用であらう。

16 爾 シカリ、答の詞、こは自問自答。

銀 四十兩 銀、米共にその種類も不明で算定出来ないが大坂

米相場価格宝永七年から推定して大凡米二・八石

位のところか、同じく二十行目の一二五兩は享保

二年の価格から推定して大凡米六、七石くらいか。

17 享保丁酉 享保二年(一七一七)

円説和尚 泉福寺住持にはならなかったようである。

達玄和尚 この人も泉福住持としてはその名がない。

18 歛 ケン、歎、ケン、あき足りない不満に思うに当た

たのであらう。

故 勢もとのかたち、即ち現状を指す。

19 苟 縁クエン、仏縁をすすめること。

十 方十方世界、こはすべての衆生の意。

喜 捨 歡喜施捨の略、喜んで浄財を寺社に寄せること。

分 衛 プンエ、Kṛitapala 懐茶波多の訛語。善見論「分

衛者乞食也」

20 衣資之剩 エシノジョウ、僧侶の生計費の残り。

願 寄 ガンキ、願。止観七下「発願者誓也」

21 自有其人 別に修造に当るべき立場の人がある、との意か。

屑 セツセツ、せつくさま。左伝昭公五年「屑々焉

習儀以亟、言善于礼」

22 不可卷 マクベカラズ、畳み込むことは出来ない。い

宿 志 以前のからの考えくらしいの意。

徑 タダチニ

23 五 院 無着禪師創建時の五人の弟子を五院に配した。即

ち本護寺、帝釈寺、永照寺、利生寺、浄土寺をい

う。永照寺までの三寺は横手在、利生寺浄土寺は

赤松在、但し浄土寺はのち東光寺に合併されて現

存しない。

24 古 仏 祖 特に禪宗では真実の仏者である高僧の敬称に古仏

という語を使うので、開山をはじめ祖師たちを言っているのだと思う。

道徳光明

道徳、正法を道と名づけ道を得て失わざるを徳というところ。光明、自ら瑩くを光と云い物を照らすを明と云う、二用あり一は闇を破り二は法を現わす、仏の光明は智慧の相なりとある。道光明、

「如来有六種光明」

25 際

会 サイエ、出会う。

26 間

ベンカン、半眼裡、ながし目の視界中。

27 傑

閣 大いなる高どの。

28 一

毫 仏の白毫。

29 端

現 きちんと現わす、見事に現わす。

30 宝

王 仏陀の尊称、仏は諸の功徳を以って莊嚴すれば宝王という、楞嚴經三「願今得果成宝王度知是恒河衆」、宝王如来は仏の名ではなく仏を尊称して宝王如来という。

利益、仏果

道 ドウ、道心

31 乃

祖 ダイソ、先祖、即ち開山無著はじめ祖師たち。

一道光明 一貫した正法光明。

27 一

摩 少しの量の減耗。

28 有

司 寺の諸役、六役あり。

29 壬

子 享保十七年（一七三二）

30 振

錫 錫杖をとって。

31 持

鉢 鉄鉢を持って。托鉢||比丘乞食の態、正字通「托

同拓手承物也」

32 29 邦君采邑

わが領主の食邑、知行所。

30 敲

タタク、訪なう。

31 法沢之流

ホウジャクノリュウ、宗旨を受けている系統。

32 夏

ゲ、夏安居

33 滴

テキシテ、一戸一戸拾って。

34 29 涇

雨 長雨、霪雨

35 募

ボス、募縁を行なう、募縁とは有縁の人に募すと、奉加に同じ。

36 備

ツブサニ

37 嘗

ナム

38 33 生

稼 セイカ、生きているたなつもの。

39 緇

白 シハク、僧も俗もすべての人。

40 34 遂

生 スイセイ、生きながらえること、生存。

41 違

コウ、落着かぬこと、いらいらすること、違、書

經注「違在心暇在事事冗日不暇心動曰不違」

謂 佗 タトイウ、熟語、恙ナキヤというに同じ。蛇

の本字、古代穴居時代は人が蛇を恐れ、它なきやと云って大丈夫か無事かという意味に用いた。

日喜天冥 好天と悪天候と。

35 明 一年 享保十八年癸丑（一七三二）

大有年 オオイニトシアリ、ダイユウネンナリとも読む場合あり。豊年、五穀皆よくみのることをいう、詩經「自古有年」、春秋宣公十六年「冬大有年」の穀梁伝「五穀大熟為大有年」

助 化 ジョケ、住職以外で寺務に従う所化僧。本堂に堂

主あり、東堂に隠居僧あり、西堂にあるのが助化師で、特に格式ある人がなり本寺よりする場合あり。重い役である。檀家には財を僧には法をススメル（化）化主。

行 者 アンジャ、行者の宋音名、禪宗寺院に在って雑用

を弁する侍者。

闕 山 コウザン、全山、一邑、一郡、一城、

庶 檀 ショダン、諸檀家。

37 首 ハジム、始定をいう。

38 享保甲寅歳 享保十九年（一七三四）

40 滿 功 コウヲミタス、功業を十分なものにした。

41 嶂 嶂 ソウコウ、山の高いさま又深険なるさま。

締 構 テイコウ、むすびかまえること。

42 珠 林 シュリン、美しい林、珠は美称。

見 輝 コウヨウ、かがやくこと。曹植「光采晃耀」

影 響 山門と珠林とが照応反映すること。

忍 現 隱現

43 是 生 生（ショウ）は「是」若（ジャタ）有為法の現

起すること。

問 ナシ、問（ナシ）ありとは見えぬ意。

予 アタフ

勸 発 カンホツ、人に勧めて仏道の心を発せしむること。

と。法華經第八卷第二十八品勸発品は普賢菩薩が

東方から来て種々の勝事を以って持經の人の心を

奨励発起することを説く。

46 大 円 覺 ダイエンガク、広大円満なさと（覺）、仏智を

いう即ち仏性のこと。円覺經「善男子、無上法王

有大陀羅尼門一名為三円覺一流、出一切清淨真如普

提涅槃及波羅密教授菩薩」

如 来 仏の十号の一。成実論に如実の道に乘じ来りて正

覺を成ずるが故に如来と名づくことあり。又大論には、諸仏が安穩の道より来る如く此の仏も是の如く来るが故に如来と名づくことある。

吁 アア、感動詞

翅 タダ、タダニ、一祖三師だけに止って。

三 師 月潭、円説、達玄の三師

予 及 ヨキユウ、与え及ぶの意か。

47 唯一如無二如 ユイイチニヨムニニヨ、一如の一は不二、如は不異の意。不二不異を名づけて一如という、即ち真如の理、法華経「一如无二如」

48 不 自 処 ミズカラハシヨセズ、と訓んでみた。自分では分別決定出来ないという程の意か。

49 掩 カクス、おおいかくす。

緒 餘 シヨヨ、用いたる余り、残余。「時之緒余也己若」は、全くひまごとにすぎぬものだ、ぐらゐの意。

50 転於法輪 転法輪(テンポウリン)は三輪教の一、法輪を転ずる義で、釈迦八相示現中の第七の相で、仏法をよく煩惱を破碎することが恰も転輪王の輪宝のよく一切の障礙を破碎して進むことに比した語。

又、転法輪は、仏の説法をいい仏が教を説いて一切衆生をさとりに導くことをいう。法華経方便品

「恭敬合掌、請我転法輪」、栄華物語「又、降魔成道転法輪、忉利天に上り給ひて」、尚、正法眼蔵には発展的な説明も見える。

51 行 持 ギョウジ、常に行い久しく持續して止まざること。

無 作 ヲカガウ

ムサ、第一行の注の無作門の無作の解でよいのではなかるうか。織田仏教大辞典の無作、1.因縁の造作なきこと、無為といふ如し、台家性具の談によれば一切諸法悉く性を具すれば善悪の法は法尔自然の体にして努めて造作せらるるのあらざるを無作という。七帖見聞七「円教意十界三千万法皆中道。法尔任運自然体始令造作法無之故。名曰無作教也」2.又、心に物を造作せんととの念なきをいう、無作三昧の如きはなり。3(省略)

恐容兜率宮 オソラクハトソツキウニイラン、都率天にうけ

いれられるであろう。兜率宮は仏天のこと。地上三十二万由旬上弥勒菩薩の住する所。

裏 人 リジン、内部の者。

53 享保二十年乙卯 (一七三五)

54 比 古 ビク、比邱、比丘に同じ。

55 安政三竜舎 (一八五六)、竜舎は歳序をあらわす、年に同

じ。竜飛、竜次、竜集在、みな同じ。

九月穀日 九月吉日、穀日は吉日に同じ但し穀は正月八日を

もいう。

叟 ソウ、老人というに同じ。おきな、おやじ、尊

老、長老。説問「叟、老也」、孟子梁惠王「叟不

遠千里而来」

56 拜 手 ハイシュ、九拜の一、手のあたりまで頭を下げる

意。公羊伝宣公六年「再拜稽首」の注「頭至地曰

稽首頭至手曰拜手」

【会告】

「大分県地方史」は、会員各位の原稿をお待ちしています。論説・研究ノート・史料紹介・書評・新刊紹介・歴史教育・各地の動向など、積極的に投稿されるよう願います。

なお、会の運営上、次の点に留意されて、原稿を事務局に送付くださるよう願います。

一 抜刷は一〇部のみ会で作成する。それ以上の増刷については、一ページ一部を一〇円として計算し、負担願う。

二 特別製版を伴う原稿については、一ページ分(一六〇平方センチ)のみ会で料金を負担する。超過分については、完全原稿の場合は凸版代一ページ分三三〇〇円を、版下を必要とする原稿の場合は、凸版代の他に版下トレス代を一ページ分四〇〇〇円を別途負担願う。従って特別製版を必要とする原稿には、欄外にその大きさを明示すると共に、活字の大きさ等も指示願いたい。

三 前二項の負担金は、編集担当者の請求に基付き、担当者に支払うこと。

四 執筆者による校正は一回のみとする。